

つくばみらい市告示第 32 号

つくばみらい市循環バス運賃助成事業実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市循環バス運賃助成事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、つくばみらい市循環バス（以下「コミュニティバス」という。）を利用する高齢者、障がい者等、妊産婦及び小学生（以下「高齢者等」という。）に対し、つくばみらい市コミュニティバス「みらい号」乗車券（以下「乗車券」という。）を発行し、乗車運賃を助成することにより、高齢者等の社会参加等を促進し、もって高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(乗車券の発行対象者)

第 2 条 乗車券の発行対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) つくばみらい市に住所を有する 65 歳以上の高齢者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日付厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けた者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (5) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 4 項の規定により指定難病特定医療費受給者証の交付を受けた者
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 2 条第 3 項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けた者
- (7) 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条第 2 項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けた者
- (8) つくばみらい市に住所を有する母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 16 条第 1 項の規定により母子健康手帳の交付を受けた妊婦。ただし、この場合における対象期間は、交付日から 4 年後の年度末までとする。
- (9) つくばみらい市に住所を有する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 17 条第 1 項に規定する小学校に属する児童
- (10) その他市長が必要と認める者

(乗車券の発行申請等)

第 3 条 乗車券の交付を受けようとする者は、つくばみらい市コミュニティバス「み

らい号」乗車券交付申請書（様式第1号）を市長に申請しなければならない。ただし、前条第9号に該当する者は除く。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、乗車券を発行するものとする。

（乗車券の様式）

第4条 第2条第1号から第7号までに該当する者に発行する乗車券の様式は、第2号様式のとおりとする。

2 第2条第8号に該当する者に発行する乗車券の様式は、第3号様式とする。

3 第2条第9号に該当する者に発行する乗車券の様式は、第4号様式とする。

（乗車券等の使用方法）

第5条 運賃の助成を受けようとする者は、市が発行する前条に規定する乗車券を提示することで無料でバスに乘車できるものとする。

2 ただし、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める割引証等を提示することにより、乗車券を提示した場合と同様に無料で乗車できるものとする。

(1) 第2条第1号及び第8号に該当する者 交付済みのつくばみらい市コミュニティバス「みらい号」割引証

(2) 第2条第2号から第7号に該当する者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、指定難病特定医療費受給者証、被爆者健康手帳、戦傷病者手帳及び交付済みのつくばみらい市コミュニティバス「みらい号」割引証

（利用料金の助成）

第6条 市は、前条各項に規定する方法により乗車した者（以下「使用者等」という。）の利用料金を助成する。

2 前項の助成は、バスの運行事業者に対し、使用者等の利用料金に相当する費用を支払って行う。

（報告及び請求）

第7条 バスの運行事業者は、毎月、使用者等の利用実績について、翌月の10日までに市長に報告するとともに、前条の規定による市の助成額について請求するものとする。

2 市は、前項に規定する請求があったときは、バスの運行事業者に助成額を支払うものとする。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

つくばみらい市コミュニティバス「みらい号」



乗車券交付申請書



申請日： 年 月 日

ご住所		つくばみらい市		
お電話番号 (昼間、連絡のできる電話番号)		TEL — —		
申請者	ふりがな	性別	生年月日	割引対象 所持手帳等の種類
	氏名			
1			年 月 日	・65歳以上 ・障がい者手帳 ・被爆者健康手帳 ・戦傷病者手帳 ・指定難病特定医療費受給者証
			年 月 日	
2			年 月 日	・65歳以上 ・障がい者手帳 ・被爆者健康手帳 ・戦傷病者手帳 ・指定難病特定医療費受給者証
			年 月 日	

◆妊産婦の方はこちらにご記入ください。

			母子健康手帳発行日
		年 月 日	

◆本申請書は、乗車券交付事務以外の目的では使用いたしません。

乗車券 申請にあたり ご注意ください。



- ・障がい者手帳(身体・療育・精神)等をお持ちの方は各種手帳でも利用が可能です。乗車時に手帳を提示してください。
- ・乗車券はつくばみらい市民の方が対象となります。
- ・乗車券の使用は、ご本人に限ります。
- ・乗車券はつくばみらい市コミュニティバス「みらい号」が無料で利用できるものです。
- ・妊産婦の方の乗車券の有効期限は、母子健康手帳の発行日から4年後の年度末までとなります。
- ・いばらきシニアカードでは利用できません。

《市役所記載欄》

交付番号 NO	
発送日	年 月 日

お問い合わせ先



（表）

つくばみらい市 コミュニティバス『みらい号』	
 乗車券	
No. _____	
_____ 様	

（裏）

- ・乗車券の使用は、ご本人に限ります。
- ・乗車時に運転手にご提示下さい。
- ・この乗車券はつくばみらい市コミュニティバス「みらい号」が無料で利用できるものです。
- ・市外へ転出した際や、要件に該当しなくなった場合は、この乗車券をご返却ください。

（表）

つくばみらい市	
コミュニティバス『みらい号』	
	乗車券
NO. _____	
_____ 様	
有効期限：令和 年3月末まで	

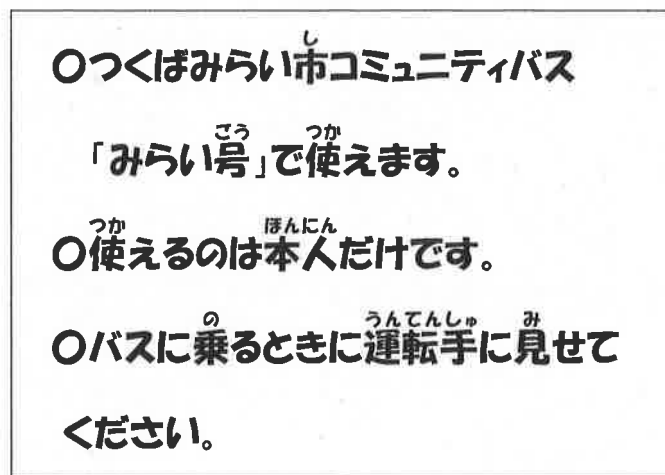
（裏）

- ・乗車券の使用は、ご本人に限ります。
- ・乗車時に運転手にご提示下さい。
- ・この乗車券はつくばみらい市コミュニティバス「みらい号」が無料で利用できるものです。
- ・市外へ転出した際や、要件に該当しなくなった場合は、この乗車券をご返却ください。

（表）



（裏）



法令審査確認票

(1) 例規名	つくばみらい市循環バス運賃助成事業実施要綱
(2) 種類	<input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 訓令 <input checked="" type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他 ()
(3) 制定改廃の理由 (提案理由)	<p>・根拠法令及び例規の制定改廃に伴う制定改廃の場合は、その名称と根拠規定の条項名を記入すること。</p> <hr/> <p>つくばみらい市循環バス(以下「コミュニティバス」という。)を利用する高齢者、障がい者等、妊産婦及び小学生(以下「高齢者等」という。)に対し、つくばみらい市コミュニティバス「みらい号」乗車券を発行し、乗車運賃を助成することにより、高齢者等の社会参加等を促進し、もって高齢者等の福祉の向上を図る。</p>
(4) 制定改廃の内容	<p>・要点を箇条書きし、必要に応じて各行末に「(○条関係)」と関係条名を記入すること。</p> <hr/> <p>○乗車券の発行対象者 乗車券の発行対象者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) つくばみらい市に住所を有する65歳以上の高齢者</p> <p>(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>(3) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付厚生省発児第156号厚生事務次官通知)の規定により療育手帳の交付を受けた者</p> <p>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>(5) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定により指定難病特定医療費受給者証の交付を受けた者</p> <p>(6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けた者</p> <p>(7) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けた者</p> <p>(8) つくばみらい市に住所を有する母子保健法(昭和4</p>

	<p>0年法律第141号)第16条第1項の規定により母子健康手帳の交付を受けた妊婦。但しこの場合における対象期間は、交付日から4年後の年度末までとする。</p> <p>(9) つくばみらい市に住所を有する学校教育法(昭和22年法律第26号)第17条第1項に規定する小学校に属する児童</p> <p>(10) その他市長が必要と認める者 (第2条関係)</p> <p>○乗車券等の使用方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運賃の助成を受けようとする者は、市が発行する乗車券を提示することで無料でバスに乗車できるものとする。 ・ただし、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める割引証等を提示することにより、乗車券を提示した場合と同様に無料で乗車できるものとする。 <p>(1) 第2条第1号及び第8号に該当する者 交付済みのつくばみらい市コミュニティバス「みらい号」割引証</p> <p>(2) 第2条第2号から第7号に該当する者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、指定難病特定医療費受給者証、被爆者健康手帳、戦傷病者手帳及び交付済みのつくばみらい市コミュニティバス「みらい号」割引証 (第5条関係)</p> <p>○利用料金の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は前条各項に規定する方法により乗車した者の利用料金を助成する。 ・前項の助成は、バスの運行事業者に対し、使用者等の利用料金に相当する費用を支払って行う。 <p>(第6条関係)</p>
(5) 留意事項等	<p>・根拠法令が未施行、未公布の場合その他調整が必要な事項があれば記入すること。</p>
(6) 公布希望日	<p><input checked="" type="checkbox"/> 令和6年 3月 29日 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>
(7) 市議会議案提出	<p><input type="checkbox"/> 年 月 <input type="checkbox"/> 定例 <input type="checkbox"/> 臨時 <input checked="" type="checkbox"/> 無</p>

02 法令審査確認票

(8) 施行予定日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和6年 4月 1日 <input type="checkbox"/> 公布の日
(9) 遡及適用予定日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/> 無
	※遡及適用の理由
(10) 予算措置	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	※無の場合 予算措置の予定時期又は必要としない理由
(11) 例規集掲載	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
(12) パブリックコメント	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	※有の場合 実施期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	※無の場合 パブリックコメントを実施しない理由
備考 1 この票は、事案ごとに作成すること。 2 記載しきれない場合は、「別紙に記載のとおり」と記入し、別紙に記載すること。 3 この票のほか、次に掲げる資料を添えて提出すること。 (1) 制定改廃文(案) ※所定の書式で作成してください。 (2) 参考資料(根拠法令, 国・県等からの通知, 参考にした市町村例規等) (3) 改正の場合, 新旧対照表 ※例規集システムから出力したものを利用して作成してください。 4 制定改廃文(案)を作成するにあたって, 次に掲げる事項を考慮すること。 (1) 法令形式(制定改廃の法令形式は適切か) (2) 法令適合性(上位法等の関係は適切か) (3) 予算措置(予算措置はしているか) (4) 庁議等(部長会議, 庁議等に付する案件か) (5) パブリックコメント(日程等を考慮しているか) (6) 用字用語(用事用語は適切か) (7) 規定の根拠(基準, 金額, 人数, 対象等の根拠は明確か)	

総務課記入欄

別紙

<p>議案第 〇〇 号 議決案</p>	<p>第 〇〇 号 議決案</p>
<p>議案第 〇〇 号 議決案</p>	<p>第 〇〇 号 議決案</p>
<p>議案第 〇〇 号 議決案</p>	<p>第 〇〇 号 議決案</p>
<p>議案第 〇〇 号 議決案</p>	<p>第 〇〇 号 議決案</p>
<p>議案第 〇〇 号 議決案</p>	<p>第 〇〇 号 議決案</p>